

## 起草委員会における検討メモ（第3回）

<文章化するためのキーセンテンス>

### はじめに

- ・ 社会教育とは（法での位置付け、実質的な説明）
- ・ これまで、社会教育は社会教育行政担当部局のみで完結しがちであったが、本来的には首長部局はじめ、多様な主体との連携・協働も重要であると同時に、地域課題の解決のための学習機会の提供やその学習成果を地域に還元することは社会教育行政担当部局以外でも広く行われている取組であり、その手法はまさに社会教育である。そのことを改めて認識できるような説明をあわせて記載。

### 1 今後の社会教育行政に求められるもの

- ・ 核家族化、子どもの貧困、少子高齢化など、人のつながりの希薄化が進行している中、社会教育（・社会教育行政）ができることがある。
- ・ 社会教育は、子ども・若者の地域や学校での居場所づくりを支援し、高齢者をそういった場につなげることで、子ども・若者の学びの深化・拡充や、高齢者の活躍の場の拡充、生きがいや健康長寿の獲得に寄与できるのではないか。
- ・ そのための取り組みとして、例えば以下のような取り組みが求められるのではないか。
- ・ 地域学校協働活動、地域コミュニティ。地域学校協働活動がきちんと動く仕組みづくり。なお、ここで言う地域とは、小学校区を基盤として考える。学校は地域防災の核でもあるが、学校施設を基盤とするということに必ずしもこだわらず、地域にある公共施設や資源を広く活用していく。
- ・ 機能としての生涯学習センター。地域の学びの場づくりを支援できる仕組みを整え、ここで社会教育に関連する情報を集約し、行政内部での連携を図るとともに、市民への情報提供の源ともなる。また、市の施策に反映できる（すべき）地域課題の情報源ともなり得る。
- ・ 健康長寿のために必要な3つの要素として、運動・栄養・社会参加があげられている。社会参加は、社会教育の基本的な活動であることから、身近なところに社会教育があることが求められている。